

大分大学大学院教育学研究科における教育的措置に関する規程

平成24年4月11日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）が特に定める教育的措置（以下「教育的措置」という。）に関し必要な事項を定める。

(教育的措置の対象)

第2条 教育的措置は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 定期試験等において不正行為をした者
 - (2) 大分大学学生懲戒規程第2条第1項に至らない反社会的行為をした者
- 2 前項各号の者の行為が度重なる場合は、大分大学学生懲戒規程に基づき処分を行う。

(教育的措置の種類)

第3条 教育的措置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究科長による嚴重注意
 - (2) 顛末報告書の提出
 - (3) 反省文の提出
 - (4) 課題等レポートの提出
 - (5) 自宅待機
 - (6) その他反省を促す活動等
- 2 前条第1項第1号の者については、前項の教育的措置に併せて定期試験等が行われた当該学期の全単位を無効とする。

(教育的措置の決定)

- 第4条 第2条第1項第1号の者への教育的措置は、教務委員会の議を経て、研究科長が決定する。
- 2 第2条第1項第2号の者への教育的措置は、学生生活委員会の議を経て、研究科長が決定する。
- 3 前条第2項の教育的措置は、教務委員会の議を経て、研究科委員会で決定する。

(調査)

- 第5条 教務委員会又は学生生活委員会が必要と認めるときは、関係委員会等、職員又は教育的措置を行う学生（以下「対象学生」という。）等から資料を求め、事情及び意見を聴取することができる。
- 2 対象学生からの事情及び意見の聴取に当たっては、十分な弁明の機会を与えなければならない。

(教育的措置の通知)

第6条 研究科長は、第4条により教育的措置を決定したときには、速やかに対象学生に通知しなければならない。

(再発防止)

第7条 研究科長は、教育的措置の対象となった事案の再発防止の観点から、当該教育的措置について掲示等により学生へ周知するものとする。ただし、研究科長が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(教育的措置の報告)

第8条 本規程による教育的措置を行ったときには、研究科長は当該内容を速やかに学長が指名する理事に報告する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育的措置に関し必要な事項は、教務委員会又は学生生活委員会の議を経て、研究科長で決定する。

附 則 (平成24年教育学研究科規程第1号)

この規程は、平成24年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年教育学研究科規程第2号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。